

令和元年(初)第1号 選挙無効請求事件 (令和元年10月16日判決言渡)

判 決 骨 子

高松高等裁判所第2部

- 1 本件選挙当時の定数配分規定によると、議員1人当たりの登録有権者数の最大較差は3.00倍に及んでおり、違憲の問題が生じる程度の投票価値の著しい不平等状態(違憲状態)にあった。
- 2 平成29年大法廷判決は、本件選挙までに抜本的な較差是正がされることを前提とした判断であるから、その是正がされていない以上、上記1の判断をすることは上記大法廷判決に抵触するものではない。
- 3 国会において、本件選挙までの間に本件定数配分規定が違憲状態に至っていたことを認識し得たとまで認めるのは困難であるから、本件選挙までに本件定数配分規定の改正をしなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、本件定数配分規定が違憲とはいえない。

以上